

新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について

1 市全体の対応

(1) 施設の休止について

市内の感染者も、これまでにない勢いで増加し、感染抑制のために市として強い措置を講じる必要があることから、一部施設については、以下のとおり休止する。

①期間

令和3年8月14日（土）から令和3年8月31日（火）（延長も検討中）

②施設の休止・再開レベル

施設ごとの特性を考慮した2段階の施設休止レベルを設け、新規陽性者数等を目安とし、施設の休止・再開の基準とする。

	区分	休止基準	再開基準
レベル1	交流施設 文化施設 子育て支援施設 など	—	新規陽性者数が週100人を下回ることを目安として、緊急事態宣言などの状況、市内新型コロナウイルス感染症等入院受入医療機関の状況を総合的に勘案
レベル2	美術館 博物館等 図書館 公園 など	新規陽性者数が2日連続で100人以上となった場合	新規陽性者数が週300人を下回った場合

(2) 今後のイベント開催方針について

①市主催の大規模イベント（1,000人程度を超える不特定多数が集まるイベント）

⇒令和3年12月31日まで中止

②市主催の小規模イベント（屋内外1,000人以内）

⇒レベル1に該当する施設は、8月14日から中止

⇒レベル2に該当する施設は、休止要件に該当することとなった段階で中止

2 教育委員会の対応

(1) 学校について

市立学校に対し、「横須賀市立学校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【2021.4.22版】」を参考に引き続き感染症対策を講じるよう依頼するとともに、8月16日、緊急事態宣言を踏まえた対応強化に係る教育活動に対して、以下の点にも留意するよう依頼。

①デルタ株への対策について

- ・教職員や児童生徒等に対して、毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合は、出勤や登校をさせないこと。

- ・子どもと接する教職員は不織布製マスクを常時着用すること。
- ・手洗いの励行、換気の徹底、2メートル程度（最低1メートル）の身体的距離の確保に努めること。
- ・職員室では、飛沫防止パーティションを座席の前面、左右に設置すること。
- ・夏季休業期間中は、教職員に対して、夏季休暇や年次休暇等の取得を促すとともに職員室以外の場所での分散勤務等、多くの人数が同じ場所に長時間集まることをできるだけ避けること。

②児童生徒の登校について

夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り児童生徒の登校を控えること。

③部活動について

部活動については、緊急事態宣言期間中、原則中止とすること。

(2) 社会教育施設について

「1 市全体の対応」に基づく、社会教育施設の休止は以下のとおり。

レベル1の施設 ⇒ 生涯学習センター（図書室を除く）

レベル2の施設 ⇒ ①図書館4館及びコミュニティセンター等サテライト館
②自然・人文博物館及び馬堀自然教育園等3施設
③横須賀美術館

なお、イベントについては、レベル1・2を問わず8月14日（土）から中止。

3 令和3年度の市立学校における感染者（児童生徒及び教職員数）発生状況について

		令和3年4月～8月					(人)
		4月	5月	6月	7月	8月	
児童・生徒等		3	22	17	31	63	
教職員		2	10	0	5	1	
合計		5	32	17	36	64	

令和3年8月16日現在